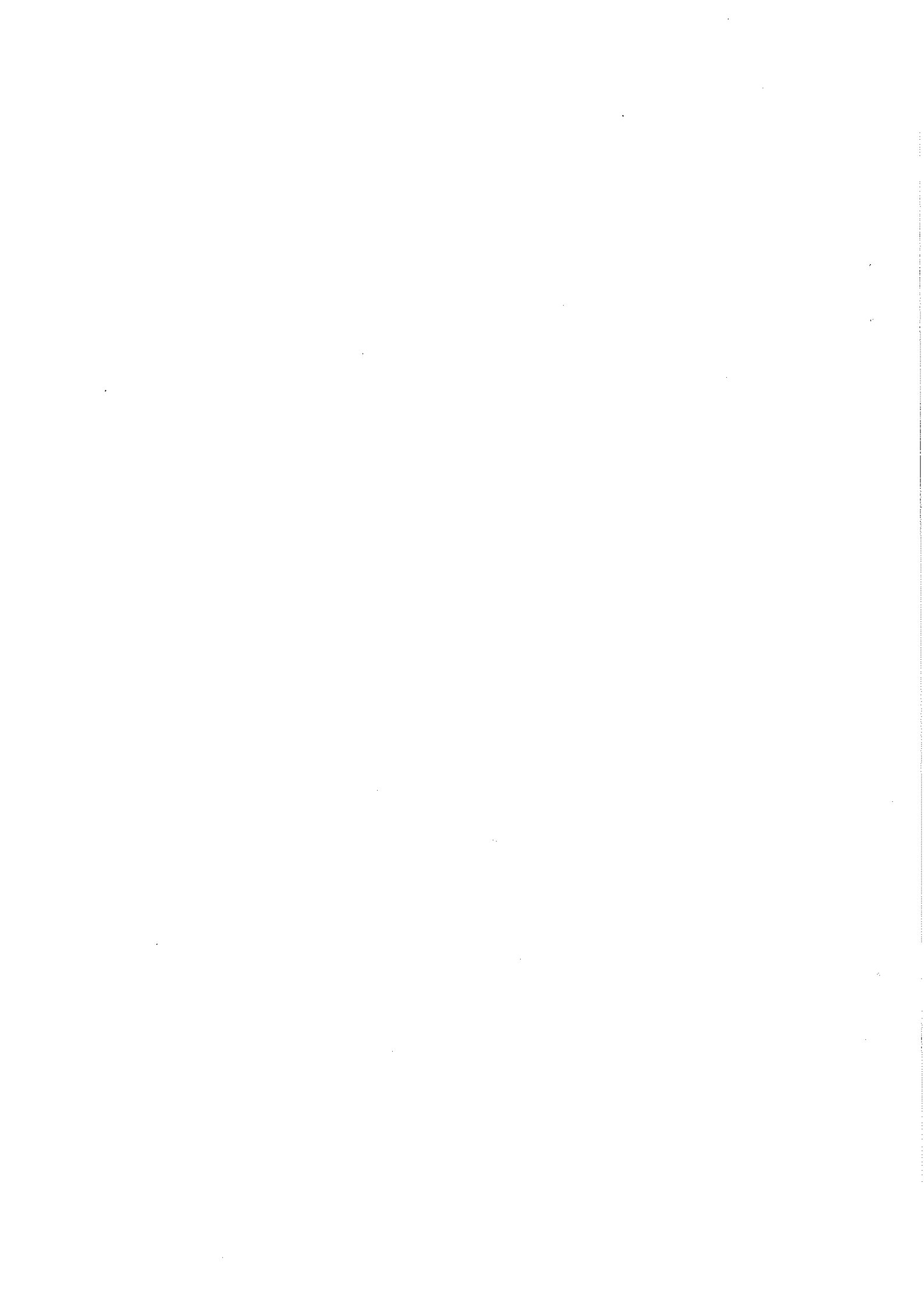


防災教育指導資料

平成25年3月

徳島県教育委員会



はじめに

県教育委員会では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、災害発生時における児童生徒等の安全確保と防災教育の充実を図るため、平成9年3月に「学校防災管理マニュアル」及び「防災教育指導資料」を作成するとともに、平成18年3月には、それらの改訂版を作成し、学校における防災体制の整備をはじめ、防災教育の推進に積極的に取り組んでまいりました。

平成23年3月には東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした東日本の太平洋沿岸全域が甚大な被害に見舞われました。

この大震災の教訓と課題をもとに、平成23年12月には、「学校防災管理マニュアル」を全面改訂し、学校の防災体制のさらなる充実に努めてまいりました。

また、自然災害による脅威は想定をはるかに上回るものがあり、各学校では児童生徒等が自らの命を守り抜くため主体的に行動する態度の育成や支援者として安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高められるよう防災教育を充実させていくことが重要です。

平成23年度には小学校、24年度には中学校において新学習指導要領が全面実施されており、25年度からは高等学校においても全面実施されることとなっております。

県教育委員会では、この度、今回の学習指導要領の改訂による指導内容の改正点や地震・津波をはじめとする自然災害の最新データ等を盛り込み、本資料が学校における防災教育を実施する上での有益な資料となるよう内容の充実を図ることといたしました。

本書を参考に、各学校での防災教育の益々の推進をお願いします。

結びになりましたが、本資料の作成に当たり、御協力をいただきました関係の方々に厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

徳島県教育委員会教育長 佐野 義行

も く じ

はじめに

I	防災教育の意義	1
II	防災教育に関する指導	
1	防災教育のねらい	1
2	防災教育の指導の方向性	2
3	防災教育の指導内容	2
4	学校安全計画の作成	1 8
5	地域の特性と実態に応じた指導	2 1
III	避難訓練の実施について	
1	避難訓練の目的	2 2
2	避難訓練実施時の留意点	2 2
3	配慮を要する児童等の措置	2 3
IV	応急処置の指導	
1	学習内容	2 4
2	研修について	2 4
V	災害の知識	
1	地震	2 5
2	風水害	3 3
3	火災	3 7
VI	資料	
1	学校安全計画例	4 0
2	避難訓練の指導例	5 2
3	地震・津波への心得	6 1
4	緊急地震速報（警報）について	6 2
5	防災教育視聴覚教材等	6 4
6	防災教育体験学習の場	7 2
7	徳島県に残る災害に関する書籍	7 3
8	徳島県に残る地震・津波碑	7 5
9	「釜石の奇跡」に学ぶ	9 7
10	徳島県の地勢，地質，気象	1 0 0
11	市町村及び消防本部連絡先一覧表	1 0 2

I 防災教育の意義

幼児，児童，生徒（以下「児童生徒等」という）に命の大切さを教えていくことは教育の原点である。とりわけ地震や火災等の災害が発生した場合には，状況を的確に判断し，落ち着いて適切な行動ができる能力や態度を児童生徒等一人ひとりに育成していくことが大切である。

このためには，児童生徒等の発達段階や各学校，地域の特性，実態に即して必要とされる防災のための安全教育の内容を，計画的，発展的に指導するとともにあわせて日常の指導をとおしてその充実を図ることが大切である。

II 防災教育に関する指導

1 防災教育のねらい

文部科学省では，学校における防災教育のねらいを次のように示している。

- ・自然災害等の現状，原因及び現齋藤について理解を深め，現在及び将来に直面する災害に対して，的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
下に，自らの安全を確保するための行動ができるようにする
- ・地震，台風の発生等に伴う危険を理解・予測し，自らの安全を確保するために行動ができるようにするとともに，日常的な備えができるようにする。
- ・自他の生命を尊重し，安全で安心な社会づくりの重要性を認識して，学校，家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し，貢献できるようにする。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開』（平成25年3月）より

また，学校種別による防災のための安全指導のねらいは，次のようなものが考えられる。

【幼稚園】

幼稚園における防災のための安全指導は，幼児に安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けさせることをめざし，特に，火災や地震等の非常の場合，教職員や保護者の指示に従って行動し，災害から身を守ることができるようにすることをねらいとする。

【小学校】

小学校における防災のための安全指導は，児童に火災や地震発生時における安全行動の仕方や対処の方法について考えさせるとともに災害発生時の状況やその変化について理解させ，災害が発生した場合にも的確な判断の下に安全な行動ができる態度や能力を身に付けさせることにある。

また，更に進んで他の人々の安全に役立つ態度や能力を育てることも大切である。

【中学校・高等学校】

中学校・高等学校における防災のための安全指導は，生徒に火災や地震発生時の状況の変化についての理解を深めさせ，日常生活の中にあらわれる危険に気付いて，的確な判断の下にこれに適切に対処したり，災害が発生した際にも適切な行動がとれるような態度や能力を身に付けさせることをめざしている。

【特別支援学校】

特別支援学校における防災のための安全指導は，基本的には幼稚園，小学校，中学校，高等学校における考え方と同じであるが，特に障害のある児童生徒等の安全を確保するためには，障害の種別や程度及び児童生徒等の発達段階に即して具体的に内容を検討することが必要である。

例えば、自分で行動できる児童生徒等に対しては、災害が発生した場合に教職員の指示に従って安全な行動ができるよう平素から指導しておくことが大切であり、介助の必要な児童生徒等に対しては、介助員の援助のもとに行動する訓練を重ね、災害時に可能な限り安全に行動できるよう繰り返し指導するとともに個別的な指導を積み重ねる必要がある。

2 防災教育の指導の方向性

東日本大震災による学校における被害状況及び防災教育や防災管理の課題について調査・検証を行った「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の中間とりまとめにおいて、今後の防災教育の考え方を、次のように示している。

○自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の推進

- 1) 周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成
- 2) 防災教育の基礎となる基本的に知識に関する指導充実

○支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進

さらに最終報告では、発達の段階ごとに、必要な知識を身につけ、主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成するため、具体的な指導内容に関して、次のように示している。

- ・幼稚園段階では、危険な場所や事物などがわかり、災害などの緊急時に、教職員や保護者の指示を受けて、落ち着いて素早く行動できるようにする。
- ・小学校段階では、低学年では、教職員や保護者など近く大人の指示に従うなど適切な行動ができるようにする。中学年では、災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができるようにする。
- ・中学校段階では、地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにする。
- ・高等学校段階では、自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度等を身に付ける。また、社会における自らの役割を自覚し、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにする。
- ・特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

3 防災教育の指導内容

学校における防災教育等は、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとして実施されており、新学習指導要領においても中学校の保健体育や小学校の理科、社会等において防災教育等の充実が図られたところである。

各学校においては、教科や特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通じて家庭や地域と連携を図りながら、児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な指導の充実のため、その体制整備や実施する時間の確保等が必要である。

次の表は、学習指導要領の指導内容から防災教育と関連づけて指導できる内容を抜粋したものである。

学校や地域の状況に応じて以下の内容を年間計画に位置づけ、計画的・体系的に実施することが大切である。

表1 防災教育の指導内容（幼稚園教育要領・学習指導要領における防災に関連する内容）

【幼稚園】

第2章 ねらい及び内容

領域	内 容
健康	<p>(10) 危険な場所，危険な遊び方，災害時などの行動が分かり，安全に気を付けて行動する。</p> <p>●内容の取扱い</p> <p>(2) 様々な遊びの中で，幼児が興味や関心，能力に応じて全身を使って活動することにより，体を動かす楽しさを味わい，安全についての構えを身に付け，自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。</p>
人間関係	<p>(11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き，守ろうとする。</p>
環境	<p>(1) 自然に触れて生活し，その大きさ，美しさ，不思議さなどに気付く。</p> <p>(5) 身近な動植物に親しみを持って接し，生命の尊さに気付き，いたわったり，大切にしたりする。</p> <p>(10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。</p> <p>●内容の取扱い</p> <p>(3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い，共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに，様々なかかわり方を通してそれらに対する畏敬の念，生命を大切にする気持ち，公共心，探究心などが養われるようにすること。</p>
言葉	<p>(4) 人の話を注意して聞き，相手にわかるように話す。</p>

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては，情緒の安定を図り，遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに，危険な場所や事物などが分かり，安全についての理解を深めるようにすること。また，交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに，災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

【小学校】

教科等	学 年	内 容
社 会	第3学年 及び 第4学年	<p>(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。</p> <p>ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。 イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。</p> <p>●内容の取扱い</p> <p>(4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。</p>
		<p>(1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。</p> <p>エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止</p>
	第5学年	<p>(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。</p> <p>イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり</p> <p>● 内容の取扱い</p> <p>(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。</p>
	<p>(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。</p> <p>ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。</p>	

社会	第6学年	<p>●内容の取扱い</p> <p>(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。</p>
理科	第5学年	<p>B 生命・地球</p> <p>(3) 流水の働き</p> <p>地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ア 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。</p> <p>ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。</p> <p>(4) 天気の変化</p> <p>1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ア 雲の量や動きは、天気の変化と関係があること。</p> <p>イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(4) 内容の「B生命・地球」の(4)のイについては、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。</p>
	第6学年	<p>B 生命・地球</p> <p>(4) 土地のつくりと変化</p> <p>土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。</p> <p>「地震」「火山」は課題選択から両者指導へ</p>
生活科	第1学年及び第2学年	<p>(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。</p>

生活科	第1学年 及び 第2学年	<p>(3) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。</p> <p>(4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。</p>
体育科	第5学年 及び 第6学年	<p>G 保健</p> <p>(2) けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。</p> <p>ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。</p> <p>イ けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。</p>
特別活動	学校行事	<p>(3) 健康安全・体育的行事</p> <p>心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事</p> <p>勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>
総合的な学習の時間	第3学年 から 第6学年	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 地域や学校、児童の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。</p> <p>(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。</p>

【中学校】

教科等	分野等	内 容
社 会	地理的分野	<p>(2) 日本の様々な地域</p> <p>イ 世界と比べた日本の地域的特色</p> <p>(ア) 自然環境</p> <p>世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を体感させる。</p> <p>ウ 日本の諸地域</p> <p>(ア) 自然環境を中核とした考察</p> <p>地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連づけ、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係を持っていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。</p>
理 科	第2分野	<p>2 内容</p> <p>(2) 大地の成り立ちと変化</p> <p>大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。</p> <p>ア 火山と地震</p> <p>(ア) 火山活動と火成岩</p> <p>火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえるとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けてとらえること。</p> <p>(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き</p> <p>地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。</p> <p>(4) 気象とその変化</p> <p>身近な気象の観察、観測を通して、気象要素と天気の変化の関係を見いださせるとともに、気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。</p> <p>ウ 日本の気象</p> <p>(ア) 日本の天気の特徴</p> <p>天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。</p>

理 科	第2分野	<p>(7) 自然と人間 自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。</p> <p>イ 自然の恵みと災害 (ア) 自然の恵みと災害 自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。</p> <p>3 内容の取扱い (3) -イ アの (イ)については、地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。 また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。</p> <p>(8) -ウ イの (ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。 また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。</p>
保健体育	保健分野	<p>2 内容 (3) 傷害の防止について理解を深められるようにする。 ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。 ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 エ 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には心肺蘇生法があること。</p> <p>3 内容の取扱い (6) 内容 (3) のエについては、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野との関連を図るものとする。</p>
技術・家庭	家庭分野	<p>2 内容 C 衣生活・住生活と自立 (2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。 イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。</p>

特別活動	学校行事	<p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>
総合的な学習の時間	第1学年から第3学年	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。</p> <p>(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。</p>

【高等学校】

教科等	分野等	内 容
社 会	地 理 A	<p>2 内容</p> <p>(2) 生活圏の諸課題の地理的考察 イ 自然環境と防災 我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。</p> <p>3 内容の取扱い イ(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結びついた地理的スキルを身につけさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。</p>

	<p>科学と 人間生活</p>	<p>2 内容 (2) 人間生活の中の科学 エ 宇宙や地球の科学 (イ) 身近な自然景観と自然災害 身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。</p> <p>3 内容の取扱い オ 内容の(2)のエの(ア)については・・・・・・。 (イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。</p>
<p>理 科</p>	<p>地学基礎</p>	<p>2 内容 (2) 変動する地球 変動する地球について観察、実験などを通して探究し、地球がプレートの運動や太陽の放射エネルギーによって変動してきたことを理解させる。また、地球の環境と人間生活とのかかわりについて考察させる。</p> <p>ア 活動する地球 (ア) プレートの運動 プレートの分布と運動及びプレート運動に伴う大地形の形成について理解すること。 (イ) 火山活動と地震 火山活動と地震の発生の仕組みについて理解すること。</p> <p>エ 地球の環境 (イ) 日本の自然環境 日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。</p> <p>3 内容の取扱い イ 内容(2)のアの(ア)については、マントル内のブルームの存在にも触れること。(イ)の「火山活動」については、プレートの発散境界や収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また、火成岩の観察を行うこと。 「地震の発生の仕組み」については、プレートの収束境界における地震を中心に扱うこと。</p>

理 科	地 学	<p>エの(ア)については、・・・。</p> <p>(イ)の「恩恵や災害」については、日本にみられる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 地球の概観</p> <p>イ 地球の内部</p> <p>(ア) 地球の内部構造</p> <p>地震波の伝わり方に基づいて地球内部の構造を理解すること。</p> <p>(2) 地球の活動と歴史</p> <p>ア 地球の活動</p> <p>(ア) プレートテクトニクス</p> <p>プレートテクトニクスとその成立過程を理解すること。</p> <p>(イ) 地震と地殻変動</p> <p>プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解すること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 内容の(1)のイの(ア)については、走時曲線を扱い、地震波トモグラフィーにも触れること。</p> <p>イ 内容の(2)のアの(ア)については、マントル内のブルームも扱うこと。(イ)については、世界の地震帯の特徴をプレート運動と関連付けて扱うこと。また、日本列島付近におけるプレート間地震やプレート内地震の特徴も扱うこと。</p> <p>地殻変動については、活断層と地形との関係にも触れること。</p>
保健体育	保健分野	<p>(1) 現代社会と健康</p> <p>オ 適切な応急手当は、傷病や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(6) 内容(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連づけて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。</p> <p>オ 適切な応急手当は、傷病や疾病の悪化を軽減できること。</p>

家 庭	家庭基礎	<p>(2) 生活の自立及び消費と環境 ウ 住居と住環境 住居の機能，住居と地域社会とのかかわりなどに必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させ，安全で環境に配慮した住生活を営むことができるようにする。</p> <p>3 内容の取扱い 内容の(2)については，実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。</p>
	家庭総合	<p>(4) 生活の科学と環境 ウ 住生活の科学と文化 住居の機能，住空間の計画，住環境などについて科学的に理解させ，住生活の文化に関心を持たせるとともに，必要な知識と技術を習得して，安全と環境に配慮し，主体的に住生活を営むことができるようにする。</p> <p>3 内容の取扱い 内容の(4)については，実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。</p>
	生活デザイン	<p>(5) 住生活の設計と創造 ア 家族の生活と住居 住居の機能と管理，家族の生活とライフステージに応じた住空間について理解させ，安全で健康的な住生活について考えることができるようにする。</p> <p>3 内容の取扱い 内容(5)については，実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。</p>
特別活動	学校行事	<p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め，安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し，就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに，共に助け合って生きることの喜びを体得し，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>

総合的な学習の時間	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっての配慮事項</p> <p>(2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。</p> <p>(5) 学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。</p>
-----------	--

【特別支援学校（知的障害）】
（小学部）

教科等	内 容
生 活	<p>2 内容</p> <p>○1段階</p> <p>(2) 教師と一緒に健康で安全な生活をする。</p> <p>(7) 教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。</p> <p>(10) 身近な自然の中で、教師と一緒に遊んだり、自然や生き物に興味や関心をもったりする。</p> <p>(12) 身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。</p> <p>○2段階</p> <p>(2) 教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。</p> <p>(7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動する。</p> <p>(10) 身近な自然の中で遊んだり、動植物を育てたりして自然や生き物への興味や関心を深める。</p> <p>(12) 教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。</p> <p>○3段階</p> <p>(2) 健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするように心掛ける。</p> <p>(7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動する。</p> <p>(10) 身近な自然の事象・現象に興味や関心を深め、その特徴や変化の様子を知る。</p> <p>(12) 身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。</p>

図画工作	<p>2 内容</p> <p>○2段階 (2) 粘土, クレヨン, はさみ, のりなどの身近な材料や用具を親しみながら使う。</p> <p>○3段階 (2) いろいろな材料や用具を工夫しながら, 目的に合わせて使う。</p>
体 育	<p>2 内容</p> <p>○1段階 (3) 簡単な合図や指示に従って, 楽しく運動する。</p> <p>○2段階 (3) 簡単なきまりを守り, 友達とともに安全に運動する。</p> <p>○3段階 (3) いろいろなきまりを守り, 友達と協力して安全に運動する。</p>

(中学部)

教科等	内 容
社 会	<p>2 内容</p> <p>(3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり, それらを利用する。</p>
理 科	<p>2 内容</p> <p>(1) 人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。</p> <p>(3) 日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。</p> <p>(4) 自然の事物・事象についての興味を広げ, 日常生活との関係を知る。</p>
美 術	<p>2 内容</p> <p>(2) いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う。</p>
保 健 体 育	<p>2 内容</p> <p>(2) きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り, 友達と協力して安全に運動をする。</p> <p>(3) 自分の発育・発達に関心をもったり, 健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。</p>
職 業 ・ 家 庭	<p>2 内容</p> <p>(3) 道具や機械, 材料の扱いなどが分かり, 安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。</p>

(高等部)

教科等		内 容
各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科	社 会	<p>2 内容</p> <p>○ 1 段階</p> <p>(3) 生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し、それらを適切に利用する。</p> <p>(5) 我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子を理解し、社会の変化や伝統に関心をもつ。</p> <p>○ 2 段階</p> <p>(3) 公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。</p> <p>(5) 地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。</p>
	理 科	<p>2 内容</p> <p>○ 1 段階</p> <p>(1) 人の体の主なつくりや働きを理解する。</p> <p>(3) 生活に関係のある物質の性質や機械・器具の構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。</p> <p>(4) 自然の事物・事象についての初歩的な理解を図るとともに、自然と生活との関係を理解する。</p> <p>○ 2 段階</p> <p>(1) 人の体の主なつくりや働きについての理解を深めるとともに、人の成長や環境とのかかわりについて関心をもつ。</p> <p>(3) 様々な物質の性質や機械・器具の種類、構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。</p> <p>(4) 自然の事物・事象についての理解を図るとともに、自然と生活との関係について理解する。</p>
	保健体育	<p>2 内容</p> <p>○ 1 段階</p> <p>(3) 心身の発育・発達に関心をもち、生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。</p> <p>○ 2 段階</p> <p>(3) 心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な健康・安全に関する事柄の理解を深める。</p>

各学科に共通する各教科	職 業	<p>2 内容</p> <p>○1段階</p> <p>(2) 道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。</p> <p>○2段階</p> <p>(2) いろいろな道具や機械の仕組み、操作などを理解し、材料や製品の管理を適切に行い、安全や衛生に気を付けながら正確に効率よく作業や実習をする。</p>
	家 庭	<p>2 内容</p> <p>○1段階</p> <p>家庭生活中で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p> <p>○2段階</p> <p>(3) 家庭生活中で使用する道具や器具を効率的に使用し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>
主として専門学科において開設される各教科	家 政	<p>2 内容</p> <p>(3) 生活に関連する職業で使用する各種の器具や機械、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>
	農 業	<p>2 内容</p> <p>(3) 農機具や簡単な機械、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>
	工 業 流 通	<p>2 内容</p> <p>(3) 各種の工具や機械、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>
	流 通 ・ サービ ス	<p>2 内容</p> <p>(3) 事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>

自立活動	幼	1 健康の保持
	・	2 心理的な安定
	小	3 人間関係の形成
	・	4 環境の把握
	中	5 身体の動き
	・	6 コミュニケーション
	高 等 部	

- ※ 小中学校等に準じた教育課程を編成する特別支援学校においては、障害等に配慮しながら、幼稚園，小学校，中学校及び高等学校に準じた内容を指導する。
- ※ 道徳，特別活動及び総合的な学習の時間については、障害等に配慮しながら、小学校，中学校，高等学校に準じた内容を指導する。
- ※ 知的障害者を教育する場合において特に必要がある場合は、各教科等を合わせて指導を行うことができる。

4 学校安全計画の作成

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

[学校安全計画の策定等]

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検，児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し，これを実施しなければならない。

(学校保健安全法)

(1) 学校安全計画の内容

①安全教育に関する事項

- ア 学年別・月別の関連教科，道徳の時間，総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- イ 学年別・月別の安全指導の指導事項

- ・学級（ホームルーム）活動における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
- ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- ・児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- ・課外における指導事項
- ・個別指導に関する事項

ウ その他必要な事項

②安全管理に関する事項

ア 生活安全

- ・施設・設備、器具・用具等の安全点検
- ・各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- ・生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査
- ・校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- ・その他必要な事項

イ 交通安全

- ・通学路の設定と安全点検
- ・通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- ・自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
- ・交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- ・その他必要な事項

※通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること。

ウ 災害安全

- ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ・その他必要な事項

※災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

なお、事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領、いわゆる危機管理マニュアル（以下「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」とする。）

の整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

③安全に関する組織活動

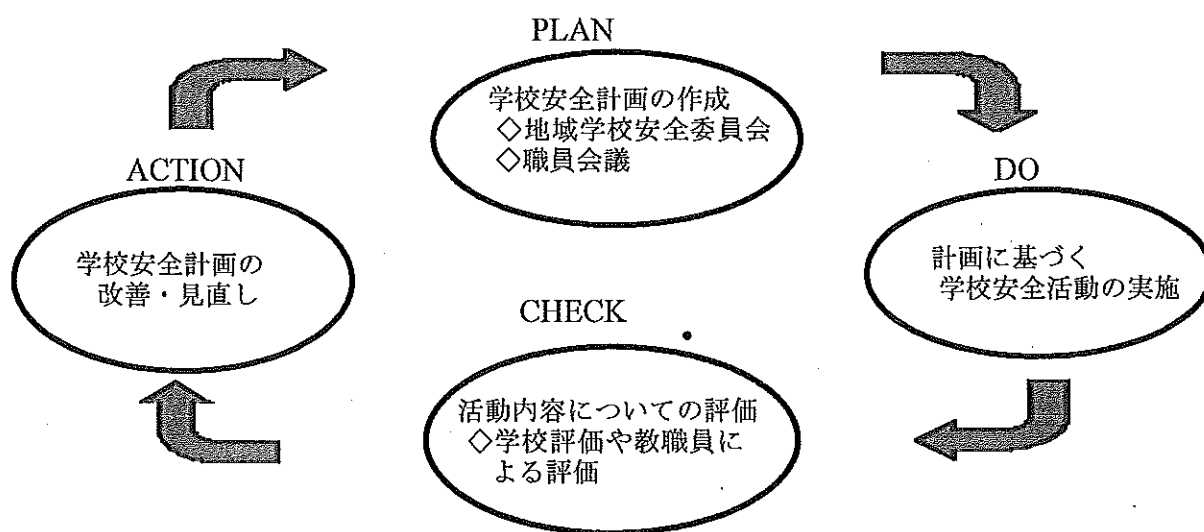
- ・家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項
- ・保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- ・その他必要な事項

(2) 学校安全計画の策定・実施に当たって

学校安全の取組の実施に当たっては、教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのためには、作成の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について共通理解が図られるよう配慮するとともに、教職員の役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。具体的には、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。



※文部科学省『「生きる力」をはぐくむ安全教育』（平成22年3月）より

具体的な学校安全計画は40ページ以降を参考にしてください。

5 地域の特性と実態に応じた指導

地震等の自然災害に関しては地域の自然や歴史などと深くかかわる内容が多いので、各学校や地域の特性、実態を十分踏まえて防災教育の観点から重点を置くべき内容を検討しておく。

徳島県の実態に応じて指導する内容については次のような事項が考えられる。

(1) 自然環境

徳島県の自然や地形、そして自分が住んでいる地域の地形や地質による起きやすい災害を知る。

(例えば、海岸沿い、平地、山沿い、崩れやすい地層の近くや砂地・沼地を埋め立てた場所など)

(注) 資料25ページを参照しながら児童生徒等の住んでいる地域で発生する恐れのある災害について考える。また、実際に地域を歩いたり現地へ行って直接状況を見るのも防災に対する意識を高めることにつながる。

(2) 地域環境

き行動を予想させる。 立地条件や地域の環境により起きやすい災害を知る。

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 埋立地、湿地等 | ② 建物の設備の耐震性、耐火性 |
| ③ 住宅地、商業地等 | ④ 通学路の環境 |

(3) 災害の歴史(地域の自然災害の歴史を知り防災意識を高める。)

- | | | |
|-----------|--------------------------|-------------------|
| ① 主な地震・津波 | 1854年 安政南海地震 | 1946年 北海道地震 |
| | 1955年 那賀川上流の地震 | 1995年 阪神・淡路大震災 |
| | 2011年 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) | |
| ② 主な台風・大雨 | 1976年 大雨 | 1979年 台風16号 |
| | 2001年 台風10・16・23号 | 2011年 台風12・15号 |
| ③ 主な火災 | 1947年 吉野川市の大火 | 1967年 徳島市名店街のビル火災 |

(注1) 詳しくは、「徳島県自然災害誌」に載っている。また、各市町村史等に載っているところもあるので図書館等で調べさせる。また、徳島地方気象台のホームページから情報を収集することもできる。

(注2) 海陽町(旧海南町)においては、南海地震による津波のため多大の被害を出したが、特に、浅川地区では過去7回にわたって壊滅的な被害を被っている。そこで、昭和61年に、南海地震津波最高潮位標識を設置したり、小冊子「宿命の浅川港」を編纂して後世の人に伝えている。

(注3) 県内においては、地域により河川等の氾濫、山・崖崩れ、津波等の災害が過去に多く発生しているため、家族や地域の先人に尋ねることにより、家庭での防災意識を高めることができる。また、地域の避難場所や自宅からの避難方法についても話し合わせる。

(4) 地域ぐるみの防災教育の推進

- ① 地域ぐるみの運動会の開催、地域行事への児童生徒等の参加などを通じて、日ごろから「開かれた学校づくり」に努め、非常時の場合も地域との絆が生かされるような基盤づくりを進める。
- ② 地域の防災体制を知り、家庭・地域と連携が図れるようにする。
- ③ 学校と地域の防災担当部局、自主防災組織等の連携を強化するため、定期的に会議を開催するなどして、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について具体的に協議しておく。

(注1) 市町村の防災施設や設備等を見学したり説明を聞くなどして災害発生時の状況や自分の取るべき行動を予想させる。

(注2) 市町村の防災訓練に積極的に参加し、平常時から地域との連携を図っておく。

(注3) 資料102ページに各市町村の防災担当課を掲載しているので、市町村の防災計画を知り、児童生徒等にも指導しておく。

Ⅲ 避難訓練の実施について

学校は、児童生徒等が集団で学習し生活を営んでいる場であるという特質から、災害時に児童生徒等が安全に避難できるよう、日ごろからの避難訓練が重要であるとともに、児童生徒等に「主体的に行動する態度」を育成するためにも、避難訓練は欠くべからざるものである。

1 避難訓練の目的

災害発生時に児童生徒等が、慌てず適切な判断の下に安全に避難できるようにすることを目的としている。

特に、地震災害はその被害が広範囲に及び、児童生徒等の心理的不安や動揺は、予想よりはるかに大きいものがある。従って、冷静に集団行動がとれるように普段からあらゆる場面を想定して計画的に訓練しておく必要がある。

また、避難誘導等にあたる教職員もその反省・評価からよりよい対処方法等を得るように努めなければならない。

2 避難訓練実施時の留意点

(1) 学校や地域の実態に応じて、避難訓練の時期、災害の種類、対象、実施回数、実施の方法等について計画を立て、年間を通じて計画的に実施する。実施日については、1学期の早い時期をはじめ、国民安全の日（7月1日）、防災の日（9月1日）、阪神・淡路大震災の発生日（1月17日）、津波防災の日（11月5日）などが考えられる。

(2) 訓練の実施に当たっては、あらゆる場面を想定して行うことが必要である。特に、学校の立地条件を考慮に入れることは、避難訓練を実施する上で、重要なことである。想定としては、登下校時、始業前、放課後、授業中、特別活動、休憩時、校外の活動時（遠足、修学旅行等）、部活動中（中・高等学校）、寄宿舎等の宿泊施設使用時が考えられ、また、避難場所、避難経路の選定も状況により考慮しなければならない。

※避難訓練の指導例を資料〇ページ以下に掲載している。

(3) 特に障害のある児童生徒等については、障害の種類及び程度に応じて、保護者等との連携を図りながら指導していくこと

(4) 地域の消防署等との連携を図って緊迫感や臨場感を持たせたり、教職員や児童生徒等の負傷や学級担任の不在の場合等における対応なども含めて実践的な訓練を行う工夫をする。また、停電等により送設備が使用できない場合の対応策や連絡方法を検討しておく。

(5) 児童生徒等が自らの判断で主体的に避難する力を身に付けることができるために、繰り返し訓練を実施する。

- (6) 地域の防災計画等を参考にして、消防署等の関係機関や地域の自主防災組織、保護者の参加・協力を得るなど訓練内容の一層の充実に努める。
- (7) 教職員は役割を分担し、協力して防災訓練を実施することが必要である。
- (8) 緊急地震速報を設置している学校では、緊急地震速報が作動してからの避難訓練を実施する。また、緊急地震速報受信機の日ごろの点検（動作確認）を怠らないことも大切である。
- (9) 実施後は、職員研修を実施したり専門家の協力を得るなどして評価と改善を行い、その後の訓練に生かすとともに学校の防災計画の改善を図ることが大切である。
- (10) 施設・設備の点検及び整備も行う。

3 配慮を要する児童生徒等の措置

特別支援学校においては、障害の種別や程度及び児童生徒等の発達段階に即して具体的に内容を検討する。

(1) 学校種別指導事項例

① 盲学校

- ・グループで、誘導ロープ等を用いて避難させる。
- ・先頭にリーダーをおき、後の者をかばって避難させる。
- ・音による合図、指示を聞き判断して行動させる。

② 聾学校

- ・色、光、身振りや手話、教職員の動作をしっかりと見て行動させる。
- ・グループで助け合いながら行動させる。

③ 特別支援学校

- ・グループで助け合いながら行動させる。
- ・必要な装具は身近に置かせる。

(2) 教職員の指示と行動

- ① 災害の発生や避難行動への指示は、できるだけ短い言葉で行うとともに、合図等を的確に行う。このときの合図は分かりやすいものを工夫し、平素から指導しておく。
- ② [優しく声をかける]、[抱き上げる]、[手を握る] などして、気持ちを落ち着かせる。また、心を落ち着かせるための方法は、一人一人違うので、児童生徒等の状況を平素から十分把握しておく。
- ③ 避難誘導については、状況により背負う、手を引くという配慮も必要である。特性に応じて配慮を要する児童生徒等に対する措置についても具体的に内容を検討する。
- ④ 授業中については、その時間の担当教員が指導・援助を行う。また、休憩時等担当教員がいない場合は、近くにいる教職員が指導・援助に当たる。
- ⑤ 指導・援助の内容では、基本的にはできるだけ自らの力で適切に行動できるように、平素から指導しておくこと。また、周囲の児童生徒等が指示に従い、落ち着いて協力して行動できるよう指導しておく。

IV 応急手当の指導

災害の発生により、建物の倒壊、瓦、ガラス等の落下物の飛散、火災の発生、崖崩れや津波等のため多数の負傷者がでることが予想される。各学校は、こうした非常事態に備えて、学校や地域の救護体制の確立・強化を図るため、教職員が応急処置に関する知識や技能を習得し、実際の場に役立つ実践的教育活動を推進することが大切である。

1 学習内容

- ア 手当の基本（患者の観察、寝かせ方、保温・加温等）
- イ 病人・負傷者の看護と運搬法
- ウ 包帯法（保護ガーゼ、包帯、三角布の使い方）
- エ 止血法（直接・間接圧迫止血、止血帯の方法）
- オ 骨折－脱臼・捻挫等の処置として副木のあて方等
- カ 心肺蘇生（CPR）
 - ・胸骨圧迫の実施
 - ・人工呼吸の実施
 - ・AED（自動体外式除細動器）の使用

2 研修について

【小学校】

小学校では、応急処置に関する教員の指導力向上を図るため、講習会に参加したり、養護教諭等を中心に校内研修を実施し、実践的技能の習得に努める。

【中学校・高等学校】

中学校・高等学校では、応急処置に関する教員の指導力向上を図るため、研修会に参加した保健体育担当教諭・養護教諭を中心に校内研修を実施し、実践的技能の習得に努める。

また、生徒に対して保健体育、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等を通じて、応急処置の基本的・実践的な技能を習得させる。

さらに、学校の実態、地域性等を考慮した「救護班」を編成し、計画的、継続的に実習を重ね技能の向上を図り、必要に応じて学校や家庭、地域の救護活動に役立てる。

【特別支援学校】

特別支援学校では、児童生徒等の障害に応じた指導と、教職員の十分な実践的技能習得をもとにした、適切な対応が必要である。

※県教育委員会主催の「学校安全教室及び安全教育指導者講習会」（小・中・高校・特別支援学校の安全担当教諭等を対象）や「熱中症・救急蘇生法講習会」で心肺蘇生法の講習会を実施している。

※消防署でも心肺蘇生法の講習会を実施している。

V 災害の知識

1 地震

(1) 地震によって発生する主な災害

①火災

現代の生活環境では、プロパンガスや都市ガスをはじめ、自動車用ガソリン、石油ストーブなどが無数にあり、火災の危険性は一層強まっている。地震による被害を最小限に食い止めるためには、第1には火災を発生させないよう気を付ける。第2には初期のうちに消すと被害が少なくて済むことを理解させる。

ア 関東大震災 M 7.9

・死傷者 203,064人 ・行方不明 43,476人 ・全壊家屋 128,266戸 ・焼失家屋 447,128戸

イ 阪神・淡路大震災 M 7.3

・死傷者 50,228人 ・行方不明 3人 ・全壊家屋 104,906戸 ・焼失家屋 7,483戸

②津波

海底表面で断層がずれると、そのずれは海の表面にも及ぶ。海面では高低差を生じる。この高低差は、元の状態に戻ろうとすることにより伝わっていく。低いところがさきに伝わると引き波となり、盛り上がった海面を津波と呼んでいる。この盛り上がりは、深い海から浅い海に移動することによっても増幅される。入り江のような地形によっても、増幅されることがあり、海岸に押し寄せるときには、数倍の高さになることがある。

津波の速度は、海が深いほど速く、たとえば水深4,000メートルの海では、時速約720キロメートル(秒速約200メートル)以上もあるといわれ、たとえ大人の手をもつても逃げ切れないので、大きく長い地震を感じたら、津波浸水が予測される地域やその周辺地域にあっては、ただちに高い安全なところに避難し、津波情報等により安全を確保するまではもどらないようにする。

ア 昭和南海地震 M 8.0

昭和21年12月21日に発生。徳島県では、海岸沿い震度5、内陸では震度4を記録した。

海部郡浅川村 津波 4.7メートル 死傷者不明者 165人

全壊・半壊 330戸 流失家屋 185戸

海部郡牟岐村 津波 4.5メートル 死傷者不明者 93人

全壊・半壊 353戸 流失家屋 121戸

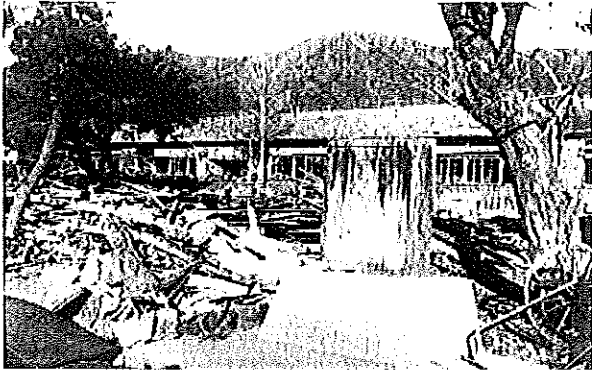
昭和の南海地震はそれまでの南海地震より規模が小さかったといわれているが、その被害は、次の写真のとおり甚大なものであった。



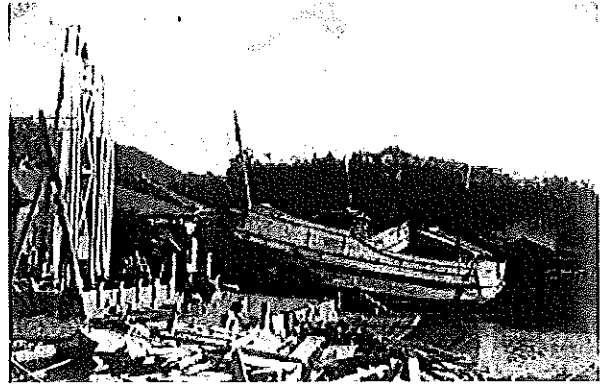
○牟岐町東部の被害，津波の通った道筋



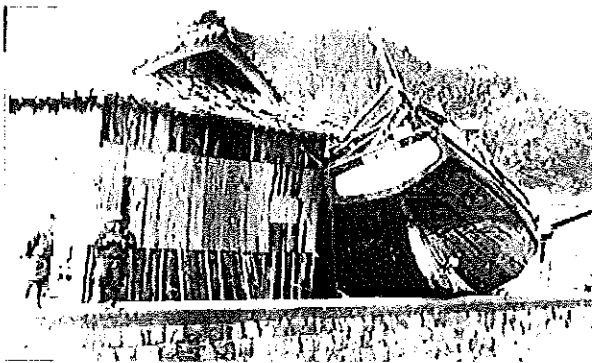
○牟岐町，田圃の被害



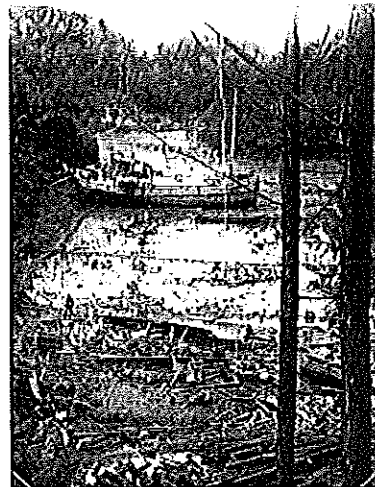
○牟岐国民学校（現牟岐小学校）付近



○牟岐町，道路に押し上げられた漁船



○由岐町，湾岸に上がった船



○海南町浅川，海岸から約300mの
耕地内に打ち上げられた貨物船

徳島地方気象台HPより

イ チリ地震津波 M8.25～8.5

昭和35年5月23日，4時11分に南米チリ中部沖に起こった大地震により発生。

翌24日，3時28分に小松島に津波が到着した。

（時速746km/h ジェット機のスピード並）

ウ 東日本大震災 M 9.0

平成23年3月11日14時46分，三陸沖（北緯38度1分，東経142度9分）の深さ24kmを震源として，我が国観測史上最大のマグニチュード9.0の地震が発生した。この地震により宮城県栗原市で震度7を観測したほか，宮城県，福島県，茨城県及び栃木県で震度6強など広い範囲で強い揺れを観測した。

気象庁では，地震発生から3分後の14時49分，岩手県，宮城県，福島県に津波警報（大津波）を発表した。15時14分には青森県太平洋沿岸，茨城県，千葉県九十九里・外房，15時30分には北海道太平洋沿岸と伊豆諸島，16時8分には青森県日本海沿岸，千葉県内房，小笠原諸島，相模湾・三浦半島，静岡県，和歌山県，徳島県，22時53分には高知県が，津波警報（大津波）の対象に加えられた。

その後は，海域ごとに推移を見ながら，津波警報（津波）や津波注意報への切り替えがなされ，すべての警報・注意報が解除されたのは3月13日17時58分であった。

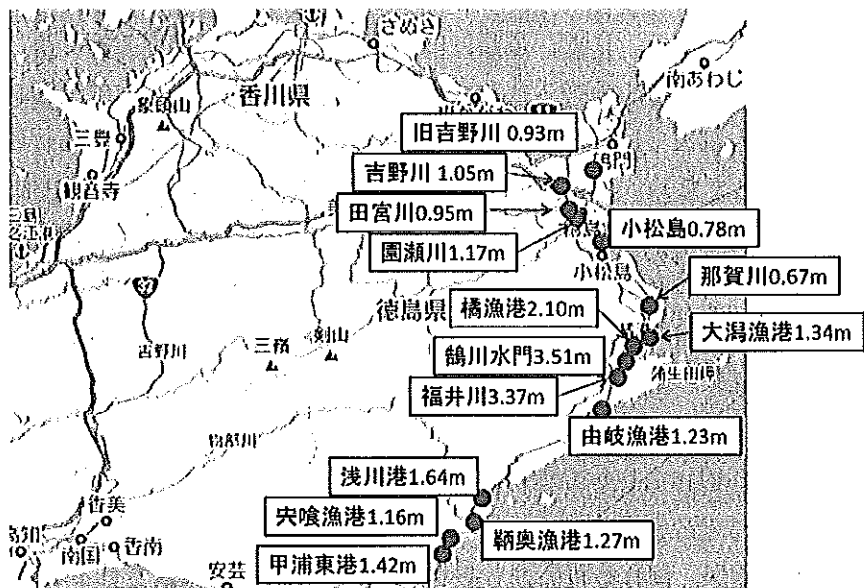
2013年（平成25年）2月13日現在，死者は15,880人（宮城県が約6割），重軽傷者は6,135人（宮城県が約7割），警察に届出があった行方不明者は2,694人であると発表している。（未確認情報を含む）。日本国内で起きた自然災害で死者・行方不明者の合計が1万人を超えたのは

戦後初めてである。

[東北地方太平洋沖地震による徳島県内の津波最高水位分布]

平成23年3月調査

右の図は、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）によって発生した津波が、徳島県に押し寄せたときの高さである。震源から数百km離れた徳島県にも津波が来ることを指導しておく必要がある。



徳島大学大学院 中野晋教授「徳島県の津波遡上調査」より

③ 山崩れ

大地震のときには、山の斜面が崩壊することがある。また、地震により、山地でしばしば落石を生ずる。徳島県では、三波川帯という地層が四国山地北斜面にあり、地すべり地帯が多い。周りの状況や地質について知らせておく。

- ・那賀川上流の地震 昭和30年7月27日10時21分頃 震度5

徳島県としては観測開始以来の大きな地震で震源付近の宮浜，平谷，木頭及び海南町では山・崖崩れが多数起こり，宮浜では死傷者も出た。

④ 液状化現象

埋立地などよく引き締まっていない砂地で、地下水を多く含んでいるような状態のときに、地震の震動で砂の間にある水が押し出され、上へ吹き出すことがある。このとき、建築物も一緒に動いたり沈下したりして、破壊される恐れもある。阪神・淡路大震災では埋め立て地が、東日本大震災では、埋め立て地以外の多くの場所でも液状化現象が起きた。

(2) 地震による被害

① 建物の被害

強い地震だと、激しい振動によって建物が壊れることがある。また、建物の被害振動のため、室内では天井の蛍光灯が落ちたり、戸棚が倒れたり、路上では看板、窓ガラスやタイルが落ちてきたり、頭上からの落下物による被害にあう危険がある。家の周りのブロック塀も倒れることがある。

(注) 阪神・淡路大震災では、完全に削壊した校舎はなかったが、内部が避難するのも困難な状況になっている学校も多くあった。校舎内の非構造部材（天井・壁・照明等）の日常の点検整備を行うとともに、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼附したりロッカーや下駄箱などに転倒防止器具を設置などを行い、安全な避難経路を確保することが大切である。

② 交通網の被害

鉄道は、震度4の地震を感じたら列車を一時停止して徐行運転、震度5以上のときは、停止をして念入りの点検を道路も、地割れが起きたり陥没したり隆起などが起こり、自動車が走れなくなる可能性がある。また、道路には、逃げる人々が自動車で押し掛け、渋滞が起こって役立たなくなる可能性もある。阪神・淡路大震災では救援物資を運ぶ上で交通網の確保が大きな問題となった。東日本大震災では、震災による直接被災や安全確保のための運行停止・規制等により交通機関が不通となったため、東北地方や首都圏を中心に多数の帰宅困難者（帰宅難民）が発生した。

(注) 自分の通学している道路で発生する災害や、交通機関を利用している児童等が、どういう対応をしたらよいか確認させるとともに、避難場所を家庭・学校・本人で確認し、情報を共有しておく。

③ 電気、ガス、電話の被害

発電所や送電線などは、地震に強く造られているが、大地震だと変電所の設備が壊れたり、配電線が切れたりして広い範囲で停電が起こることがある。ガスも大きい地震だと、二次災害防止のためにガスを送るのを止めてしまうことがある。プロパンガスのボンベも鎖等で倒れないようにしてあるが、倒れる可能性もあり。また、電話線が切断されることもある。

(注) 東日本大震災では、一度に多くの人々の携帯電話の使用が重なったためつながりにくくなった。

災害発生時の連絡体制について確認するとともに、避難場所等について普段から家庭で話し合わせる。

④ その他の被害

デパートや地下街、競技場、劇場など多くの人間が集まる場所で大地震が起こると、出口に多くの人々が殺到し、パニックが起こり、被害を大きくすることが考えられる。また、火災が起こるとたいへん危険である。まず、落ち着いて、その場所の係員の誘導に従うこと。また、そういう場所には必ず避難誘導灯や避難経路を示した標識が設置されており、それに従って避難できるよう指導しておく。

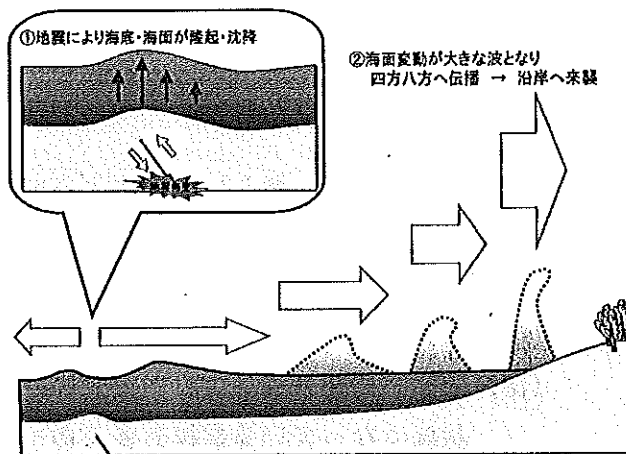
(3) 地震・津波に関する知識

以下に、気象庁や徳島地方気象台のホームページに掲載している地震・津波に関する情報をまとめました。地震・津波の災害に対する各学校の防災教育の資料として活用してください。

① 津波の発生

海底で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。

「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。津波は引き波で始まるとは限らないのです。



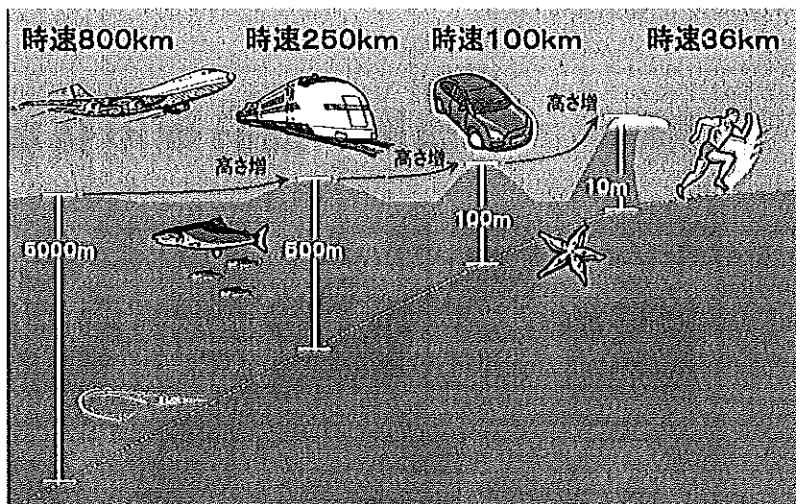
気象庁HP掲載資料より

② 津波の伝わる速さ

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合ではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくと後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手なみの速さで陸上に押し寄せるので、普通の人にとって逃げ切れるものではありません。

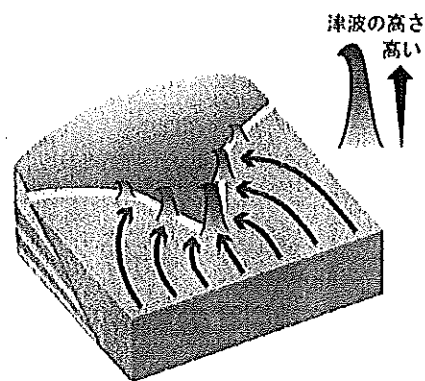
津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難することが大切です。



気象庁HP掲載資料より

③ 地形による津波の増幅

津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化します。さらに、津波が陸地を駆け上がる（遡上する）こともあります。岬の先端やV字型の湾の奥などの特殊な地形の場所では、波が集中するので、特に注意が必要です。津波は反射を繰り返すことで何回も押し寄せたり、複数の波が重なって著しく高い波となることもあります。このため、最初の波が一番大きいとは限らず、後で来襲する津波のほうが高くなることもあります。



気象庁HP掲載資料より

岬の先端に津波が集まるようす

④ 津波波高と被害程度

家屋被害については、建築方法等によって異なりますが、木造家屋では浸水1m程度から部分破壊を起こし始め、2mで全面破壊に至りますが、浸水が50cm程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって被害が出る場合があります。下表の津波波高(m)は、地面から測った浸水深となっています。

気象庁HP掲載資料より抜粋

津波波高(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる				全面破壊	

震度と揺れ等の状況(概要)

<p>1</p>  <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	<p>1</p>  <p>【震度1】 室内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。</p>	<p>2</p>  <p>【震度2】 室内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	<p>3</p>  <p>【震度3】 室内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
<p>4</p>  <p>【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 窓の悪い建物が、倒れることがある。 	<p>6弱</p>  <p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		
<p>5強</p>  <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<p>6強</p>  <p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩かないと動くことができない、飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		
<p>5強</p>  <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物につかまらないうち歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本が落ちるものが増える。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が倒れることがある。 	<p>7</p>  <p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		

地震が起きたら

あわてず、まず身の安全を!!

緊急地震速報を見聞きしたら

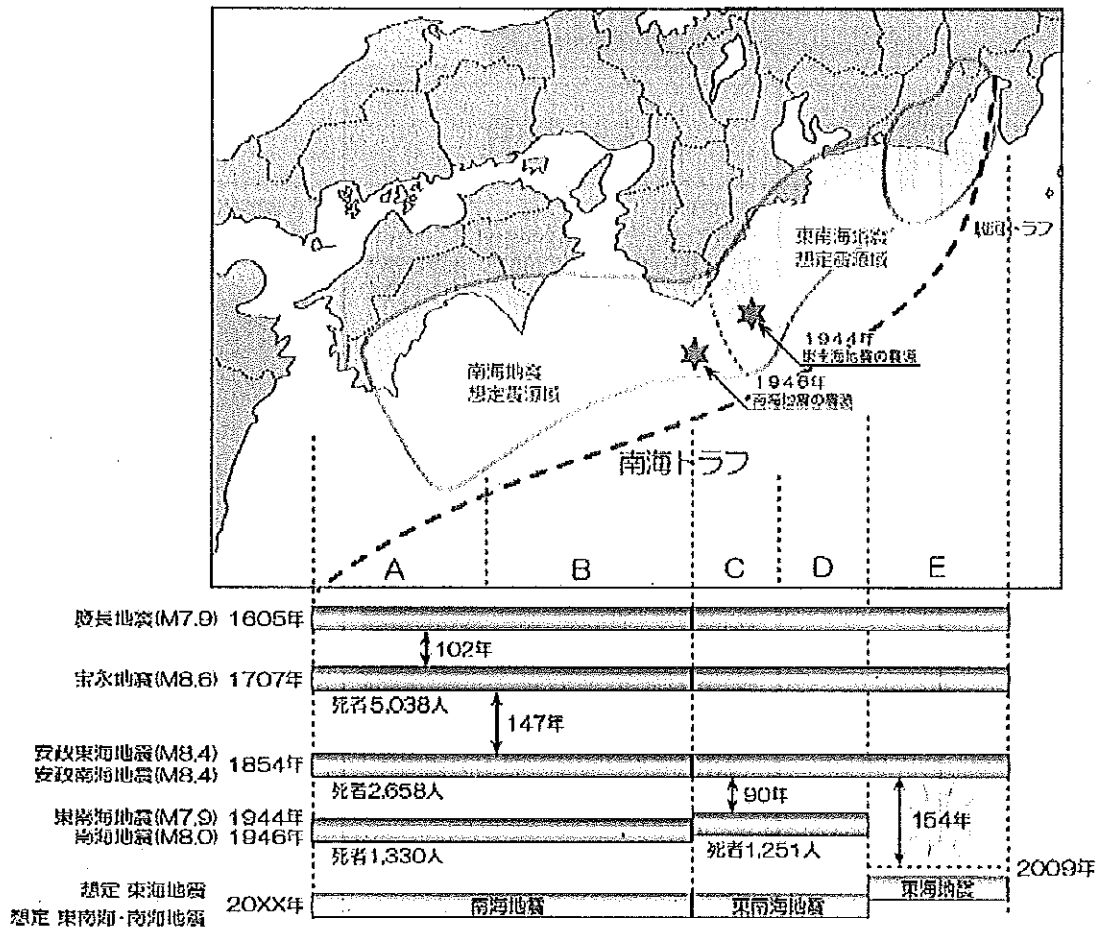
- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 近づくな、門や扉、自動販売機やビルのそば
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- 海岸でぐらっときたら高台へ
- あわてた行動、けがのもと

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!

⑥南海地震の発生間隔

徳島気地方象台HP掲載資料より

下図は、南海地震や東南海、東海地震の想定される震源域（岩盤が破壊される場所）と、過去400年の間に起こった地震の間隔を示しています。



【想定される震源域と地震発生間隔】

これらの地震は俗に「地震三兄弟」とも呼ばれ、互いに連動して活動している事が知られています。1605年の慶長地震や1707年の宝永地震では東海～南海にかけてほぼ同時に地震が起こったと見られ、1854年の安政南海地震は安政東海地震の32時間後に、1946年の昭和南海地震は昭和東南海地震の2年後に発生しました。

また南海地震は、歴史記録の信頼性が高い江戸時代以降では、およそ90～150年の間隔で周期的に発生していることがわかります。




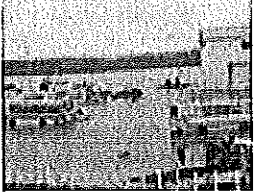

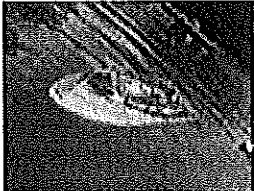
政府の地震調査委員会の評価では、今後の南海地震発生確率と規模は次のとおりとなっています。M（マグニチュード）8.4は、昭和南海地震（M8.0）の約4倍の規模に相当します。当然ながらこの評価には不確定要素が含まれていますが、今世紀前半に昭和南海地震より大きな南海地震が非常に高い確率で起こるものとして、揺れや津波へ備えていかなければなりません。

次の南海地震の評価（2011年1月1日現在）				
地震発生確率			平均発生間隔	前回からの経過年数
10年以内	30年以内	50年以内		
10～20%	60%程度	90%程度	114.0年	64.0年
地震の規模：M8.4前後（※東南海地震と同時発生した場合は、M8.5前後）				

⑦ 津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報が発表されます。

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！ 	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。  (10mを超える津波により木造家屋が流失)
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	 津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。  豊頃町提供 (2003年)
津波注意報	1m (20cm<高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。 	海の中では人は強い流れに巻き込まれる。猿轆いかだが流失し小型船舶が転覆する。 

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
- ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

気象庁HP掲載資料より抜粋

⑧ 地震や津波への心得

地震発生

- ・大きな机の下などに身を隠し、あわてて外に飛び出さない。

揺れがおさまったら、避難

- ・揺れがおさまったら、火の始末
- ・戸をあけて、出口の確保を
- ・看板の落下、ブロック塀の倒壊、山崩れや陰崩れに注意
- ・避難は徒歩で、荷物は最小限に

津波からの避難

- ・津波注意報でも、海岸や津波の危険のある河口付近には近づかない。

- ・強い地震や長くゆっくりした揺れを感じたら、直ちに海岸から離れ、急いで高い安全な場所へ避難
- ・地震を感じなくても、津波警報・津波注意報が発令された時は、直ちに海岸から離れ、急いで高い安全な場所へ避難
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

正確な情報の入手

- ・正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などから入手（デマ情報に惑わされない）

徳島地方気象台 南海地震に備えるパンフレットより抜粋

⑨ 非構造部材の点検

非構造部材の点検については、文部科学省の以下のページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/attach/1325087.htm

2 風水害

台風や大雨等による災害のことを「風水害」といい、四国や九州は、台風が上陸する台風の通り道で、しかも6月から7月にかけては梅雨でたくさんの雨が降るので風水害はしばしば深刻な問題となっている。

地震と違って、時期を予測することができるので、台風などが近づいたら、天気予報を注意して聞き、早いうちから対策を講じるような意識づけをすること。また、「注意報」「警報」が出たときの学校の対応を、事前に児童等に指導するとともに保護者に対しても事前に周知しておく。

(1) 主な災害

- ① 河川の氾濫
- ② 電柱、木などの倒壊
- ③ 看板や瓦の飛散
- ④ 山、崖崩れ
- ⑤ 高潮

(2) 過去の主な被害

① 台風による主な被害

- ・伊勢湾台風 昭和34年9月26日
死者4人 負傷者24人 不明1人 山崩れ53箇所 堤防決壊39箇所
- ・第二室戸台風 昭和36年9月16日
死者11人 負傷者253人 家全壊569戸 半壊1,777戸
- ・台風6号 昭和50年8月22日、23日
死者15人 負傷者23人 山・崖崩れ294箇所 堤防決壊13箇所

② 大雨による主な被害

- ・昭和51年9月8日～13日 総雨量は日和佐475.5mm 木頭2,781mm
死者10人 負傷者9人 山・崖崩れ296箇所
- ・昭和52年3月22日（福井村豪雨）時間当たりの最大降雨量167.2mm
（日本国内としては第一級）
死者6人 負傷者2人 山崩れ3箇所

(3) 風水害への備え

- ① 台風が近付いたら家の外に出ない。
- ② 海岸・川・崖のそばに住んでいる人は状況をよくつかむ。
- ③ 窓や雨戸をしっかり閉める。
- ④ 木や塀などで倒れやすいものには支柱をする。
- ⑤ ベランダの鉢植えなど動くものは部屋の中に入れる。
- ⑥ 停電や避難に備えて非常用品の用意をする。
- ⑦ 台風情報や避難勧告・避難指示を注意して聞く。
- ⑧ 浸水に備えて、大事なものは高いところに上げる。
- ⑨ 川は急に水が増えることがあるので、近付かないようにする。

以下は、気象庁がホームページに掲載している、風水害に関する情報です。

(4) 風水害に関する知識

① 風水害に関する警報について

気象庁HP掲載資料より

大雨警報	大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
暴風警報	暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 運用基準：平均風速がおおむね20m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）。 参考：徳島県 陸上 20m/s，海上 25m/s
洪水警報	洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 大雨，長雨，融雪などの現象により河川の水が増し，そのために河川敷内の施設などに損害，河川の堤防・ダムなどに損傷を与えるなどによって重大な災害が起こるおそれ（警報）がある場合に行う。
浸水警報	浸水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）	大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測，または解析したことを発表する情報。 現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。 参考：徳島県北部 100mm 徳島県南部 120mm
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時，市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

② 大雨の場合に気象台が発表する防災気象情報

大雨が予想された場合の各種防災気象情報の内容とタイミングの一例を示します。必ずこのような順序で発表されるとは限りませんが、どんなときにどんな情報が発表されるのかをイメージするのにご利用ください。

気象庁HP掲載資料より



各種防災気象情報のタイミングの例

③ 避難勧告・避難指示

避難勧告	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するために、住民に対して行われる避難のための立ち退きの勧告。災害対策基本法60条に基づき、原則市町村長の判断で行われる。
避難指示	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するために、住民に対して行われる避難のための立ち退きの指示。災害対策基本法60条に基づき、原則市町村長の判断で行われる。

④ 気象庁レーダーナウキャストとは <http://www.jma.go.jp/jp/radnow/>

降水短時間予報や降水ナウキャストは、過去の降水域の動きと現在の降水の分布を基に、目先1～6時間までの降水の分布を1km四方の細かさで予測するものです。通常1日3回発表される今日・明日の予報や天気分布予報とは異なり、短い時間間隔で発表することにより、1～6時間先までの降水の予測を可能な限り詳細かつ迅速に提供されます。

降水短時間予報は、解析雨量と同じく30分間隔で発表され、6時間先までの各1時間降水量を予報します。

降水ナウキャストは、より迅速な情報として更に短い5分間隔で発表され、1時間先までの5分毎の降水の強さを予報します。気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの降水強度分布予測を連続的に表示しています。降雨量の確認と予測に役立ちます。

気象庁HP掲載資料より抜粋

⑤ 土砂災害

土砂災害の引き金となるのは、台風、集中豪雨、地震、雪解けなどで、雨量が多くなるほど発生しやすくなりますから、特に梅雨の時期や台風シーズンには注意が必要です。土砂災害の7割近くはがけ崩れです。1時間に20mm以上の雨が降ったときや、降り始めからの雨量が100mmを超えたときは、雨が上がった後も警戒を怠ってはいけません。

また、土砂災害の種類や起こりやすい条件、前ぶれ現象を知り、危険な場合は避難することが大切です。

災 害 名	前 ぶ れ 現 象
<p>○山（がけ）崩れ 極めて急な斜面が急激に崩れる現象です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山（がけ）からの水が濁る。 ・山（がけ）に亀裂が入ったり、小石が落ちてくる。 ・山（がけ）から音がする。
<p>○土石流 谷や斜面にたまった土・石・砂などが、大雨による水とともに一気に流れ出す現象です。 スピードが速く、破壊力も大きいため、広範囲に大きな被害が出ます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山鳴りがする。 ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 ・川が濁ったり、流木が下ってくる。
<p>○ 地すべり 比較的ゆるやかな斜面で地中の粘土層などがゆっくりと動き出す現象です。一度に広範囲で発生するので、住宅や道路、鉄道などに大きな被害が出ます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる。 ・井戸や沢の水が濁る。 ・がけや斜面から水が噴き出す。

徳島地方気象台HP掲載資料より

前ぶれ現象を感じたらすぐに避難をして、災害に備えてください。

3 火 災

火災は人間の油断や不注意から起こることの多い災害である。従って、各自が気をつけたり用心したりすることによって防ぐことができることを理解させる。私たちの周りには、火を使うものがたくさんあるので、常に火の用心の意識を持ち、火災を予防するよう指導しておく。

(1) 主な出火原因

【全国の出火原因】

平成23年版「消防白書」より

順位	平成20年			平成21年			平成22年		
	出火原因	出火件数	割合 (%)	出火原因	出火件数	割合 (%)	出火原因	出火件数	割合 (%)
1	放火	6,396	12.2	放火	6,615	12.9	放火	5,612	12
2	こんろ	5,534	10.6	こんろ	5,139	10	こんろ	4,694	10.1
3	たばこ	5,063	9.7	たばこ	4,997	9.8	たばこ	4,475	9.6
4	放火の疑い	4,380	8.4	放火の疑い	4,590	9	放火の疑い	3,939	8.4
5	たき火	3,023	5.8	たき火	3,021	5.9	たき火	2,515	5.4
6	火遊び	1,813	3.5	火遊び	1,948	3.8	火遊び	1,678	3.6
7	ストーブ	1,684	3.2	火入れ	1,604	3.1	火入れ	1,033	2.2
8	火入れ	1,509	2.9	ストーブ	1,457	2.8	ストーブ	1,469	3.2
9	電灯電話等の配線	1,417	2.7	電灯電話等の配線	1,330	2.6	電灯電話等の配線	1,362	2.9
10	配線器具	1,125	2.1	配線器具	1,059	2.1	配線器具	1,143	2.5
	出火総件数	52,394		出火総件数	51,139		出火総件数	46,620	

※割合の合計が100%にならないのは原因不明の火災が発生しているからである。

【徳島県の出火原因】

平成23年版「徳島県消防年報」より

順位	平成20年			平成21年			平成22年		
	出火原因	出火件数	割合 (%)	出火原因	出火件数	割合 (%)	出火原因	出火件数	割合 (%)
1	こんろ	45	14.9	こんろ	33	12.3	こんろ	25	8.4
2	たき火	31	10.2	たき火	17	6.3	たき火	21	7.1
3	たばこ	23	7.6	たばこ	16	6.0	放火	19	6.4
4	放火	17	5.6	放火	15	5.6	たばこ	18	6.1
5	放火の疑い	10	3.3	火あそび	9	3.4	火入れ	15	5.1
6	ストーブ	9	3.0	マッチライター	8	3.0	ストーブ	13	4.3
6	配線器具	9	3.0	火入れ	8	3.0	放火の疑い	13	4.3
8	溶接機・切断機	7	2.3	ストーブ	7	2.6	マッチライター	12	4.0
9	火入れ	7	2.3	放火の疑い	7	2.6	配線器具	7	2.4
(8)									
10	風呂かまど	6	2.0	風呂かまど	6	2.2	電気機器	6	2.0
	出火総件数	303		出火総件数	268		出火総件数	297	

※割合の合計が100%にならないのは原因不明の火災が発生しているからである。

(2) 火災による過去の主な被害

① 平成12年12月11日 鳴門市の林野火災

たき火から出火し、137時間にわたり40haを焼損

四国4県と岡山市のヘリコプターが空中から消火活動を実施

- ② 平成13年4月7日 阿波市（旧土成町）の林野火災
2日間にわたって15haを焼損
- ③ 平成14年8月19日 美波町（旧由岐町）の林野火災
鎮火まで162時間を要し10haを焼損
合計4機のヘリコプターが空中から消火活動を実施
- ④ 平成15年4月30日 徳島市の住宅火災
台所から出火し、6棟を焼損し3名が死亡

(3) 火事を発見した場合

児童等によって、また年齢や校種によって取るべき態度は非常に難しいものがあるが、安全確保を最優先することが重要である。

対応として、次のようなことが考えられる。

- ① どんな小さな火でも、ひとりで何とかしようと思わない。たとえ友だちと一緒にいても、必ず大人に知らせて助けてもらう。
- ② 大声で近所の人に知らせる。声がでなかったら、鍋のように音の出るものをガンガンたたいて早く知らせる。
- ③ 火災の状況によって初期消火が可能なときは消火にあたる。
(消火器の使い方を防災訓練などで実際に体験させておく。)
- ④ 消防署に知らせる。電話のかけ方は、慌てずに119番し、質問にははっきり答える。
(119番のかけ方を実習しておく。)

	連絡内容	消防署	自分
1	まず火災であることを伝える	火事ですか？救急ですか？	火事です。
2	場所（住所）を知らせる	どこが燃えていますか？	〇〇町△丁目です。
3	何が燃えているか知らせる	何が燃えていますか？	病院のそばの家です。